

本年 4 月以降の本市の状況について

1. これまでの取組み

- ・ 第 1 回協議会（平成 28 年 2 月 2 日開催）
「大阪市特定空家等に対する措置等に関する方針」を策定
本方針に基づき特定空家等の所有者等に対し助言・指導等を開始（2 月～）
- ・ 各区役所に相談窓口を設置（平成 28 年 4 月 1 日）
区役所を拠点に、関係局と連携しながら特定空家等の所有者等の調査や助言・指導等を開始
- ・ 第 2 回協議会（平成 28 年 5 月 31 日開催）
空家等対策計画素案について協議
- ・ 第 3 回協議会（平成 28 年 8 月 30 日開催）
空家等対策計画案について協議
- ・ 第 1 回専門部会（平成 28 年 10 月 4 日開催）
特定空家等（個別物件）の勧告を行うことについて協議

2. 各区役所の相談窓口における特定空家等の相談状況

- ・ 通報件数 約 1 8 0 件（うち保安上危険 約 1 2 0 件）
（ただし、平成 28 年 4 月 1 日～9 月 30 日まで）

（参 考）

- ・ 平成 27 年度以前に通報を受けた老朽危険家屋のうち、
空家法に該当し、平成 28 年 4 月に区役所へ指導等を引き継いだ件数
約 3 7 0 件